

電気供給約款附則（プラスプラン）

1 この電気供給約款附則の実施期日

この電気供給約款附則は、2024年4月1日から実施いたします。

2 従量電灯

電気供給約款「別紙2(従量電灯)」に、次のとおり(21)～(28)を追加いたします。

(21) ベースプラン A プラス

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次の(イ)から(ハ)のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)が6キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者等の供給設備の状況等から送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ハ) 当社との間で本料金メニューの適用について合意している事業者等を介してお申込みいただき、当社が適当と判断すること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、託送供給等約款等のために従い、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

ニ 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで、使用電力量の郵送による通知を希望される場合、各通知につき110円(税込)の郵送手数料をお支払いいただきます。

ホ 料金

料金は、(イ)によって算定された金額、別表「1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および郵送手数料の合計といたします。ただし、別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 最低料金および電力量料金

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで (最低料金適用電力量)		466円57銭
電力量料金	第1段階料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	20円21銭
	第2段階料金	120キロワット時をこえ350キロワット時までの1キロワット時につき	25円20銭
	第3段階料金	350キロワット時をこえる1キロワット時につき	28円01銭

へ 契約期間

契約期間は、7(需給契約の成立および契約期間)(2)の定めにかかわらず、需給契約が成立した日から、需給開始日以降1年目の日までといたします。ただし、この電気供給約款附則の契約種別から契約種別を変更される場合は、契約期間を引継ぎます。なお、契約期間満了後の需要については、ベースプラン A を適用いたします。

ト その他

当社または送配電事業者等は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

(22) ベースプラン A-G プラス

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次の(イ)から(ニ)のいずれにも該当するものに、お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

(イ) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者等の供給設備の状況等から送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ハ) 次のいずれかに該当すること。

- a 同一の需要場所において、同一の名義により、当社または当社が指定する事業者とガスの使用契約を締結しその供給が開始していること。
- b 一般ガス導管事業者が定める託送供給約款別表第1の供給区域外における需要で、同一の需要場所において、当社が製造した家庭用高効率給湯器、家庭用ガスふろ給湯器、家庭用ガス温水床暖房システムまたは家庭用空調機器を設置していること。
- c 集合住宅における需要で、当該集合住宅において当社が指定する熱供給事業による熱が供給されていること。

なお、お客さまは、(ハ)を満たさなくなった場合、すみやかに当社に通知していただきます。この場合、ベースプラン A-G プラスの適用は、当社が通知を受けた直後の検針日の前日までとし、お客さまの別途の申込みがない限り以降はベースプラン A プラスを適用いたします。適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日以降もベースプラン A-G プラスが適用されていた場合、ベースプラン A-G プラスの適用は当該事実が明らかになった直後の検針日の前日までとするとともに、適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日まで遡ってベースプラン A プラスを適用した場合の料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

(ニ) 当社との間で本料金メニューの適用について合意している事業者等を介してお申込みいただき、当社が適当と判断すること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、託送供給等約款等の定めに従い、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

ニ ベースプラン A-G プラスオプション割引

(イ) 次の a に該当するお客さまについては、お客さまの申込みにもとづき、へ(ロ)に定める割引を適用いたします。なお、この割引をベースプラン A-G プラスオプション割引といいます。

a 業務用ガス特約割引

同一の需要場所において、同一の名義により、当社とガスの基本約款および個別約款にもとづく使用契約(ただし、もっと割料金契約、マイホーム発電料金契約、ハウス空調料金契約、床暖料金契約、エコ

ジョーズ料金契約, 集合住宅向けコージェネレーションシステム契約, スマート発電料金契約, あつためトク料金契約, 家事トク料金契約およびまとめトク・もっとまとめトク料金契約は除きます。)を締結しその供給を開始していること。

- (ロ) ベースプラン A-G プラスオプション割引は, 需給開始日前にお申込みいただいた場合は需給開始日より, 需給開始日以降にお申込みいただいた場合はお申込みいただいた日の直後の検針日より, 適用いたします。
- (ハ) お客さまは, ベースプラン A-G プラスオプション割引の適用条件を満たさなくなった場合, すみやかに当社に通知していただきます。この場合, ベースプラン A-G プラスオプション割引の適用は, 当社が通知を受けた直後の検針日の前日までといたします。適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日以降もベースプラン A-G プラスオプション割引が適用されていた場合, ベースプラン A-G プラスオプション割引の適用は当該事実が明らかになった直後の検針日の前日までとするとともに, 適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日まで遡って割引の適用されていない料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

ホ 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで, 使用電力量の郵送による通知を希望される場合, 各通知につき 110 円(税込)の郵送手数料をお支払いいただきます。

ヘ 料 金

料金は, その1か月の使用電力量にもとづき(イ)によって算定された金額, 別表「1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金, 郵送手数料およびイならびにニ(ハ)にもとづく差額の合計といたします。ただし, 別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は, 別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし, 別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は, 別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお, ベースプラン A-G プラスオプション割引が適用される場合, その1か月の使用電力量にもとづき(イ)によって算定された金額に, (ロ)に定める割引率を乗じて算定された割引額を, 当該合計から差し引きます。

(イ) 最低料金および電力量料金

最低料金	1契約につき最初の 15 キロワット時まで (最低料金適用電力量)		466 円 57 銭
電力量料金	第 1 段階 料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット 時までの1キロワット時につき	20 円 21 銭
	第 2 段階 料金	120 キロワット時をこえ 350 キロワッ ト時までの1キロワット時につき	24 円 80 銭
	第 3 段階 料金	350 キロワット時をこえる1キロワッ ト時につき	27 円 72 銭

(ロ) 割引率

ベースプラン A-G プラスオプション割引の割引率は次のとおりといたします。

割引種別	割引率
業務用ガスト約	1 %

ト 契約期間

契約期間は, 7(需給契約の成立および契約期間)(2)の定めにかかわらず, 需給契約が成立した日から, 需給開始日以降1年目の日までといたします。ただし, この電気供給約款附則の契約種別から契約種別を変更される場合は, 契約期間を引継ぎます。なお, 契約期間満了後の需要については, ベースプラン A-G を適用することとし, ベースプラン A-G プラスオプション割引については, ベースプラン A-G オプション割引に引き継がれることといたします。

チ その他

当社または送配電事業者等は, 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

(23) 家庭用ガス発電プランプラス

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次の(イ)から(ニ)のいずれにも該当するものに、お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

(イ) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者等の供給設備の状況等から送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(ハ) 同一の需要場所において、当社が製造した家庭用コージェネレーションシステムを設置していること、または、他社が製造した家庭用コージェネレーションシステムを設置しており、かつ、同一の名義により、当社もしくは当社が指定する事業者とガスの使用契約を締結しその供給が開始していることもしくは当該家庭用コージェネレーションシステムの保守契約を締結していること。

なお、お客さまは、(ハ)を満たさなくなった場合、すみやかに当社に通知していただきます。この場合、家庭用ガス発電プランプラスの適用は、当社が通知を受けた直後の検針日の前日までとし、お客さまの別途の申込みがない限り以降はベースプラン A プラスを適用いたします。適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日以降も家庭用ガス発電プランプラスが適用されていた場合、家庭用ガス発電プランプラスの適用は当該事実が明らかになった直後の検針日の前日までとするともに、適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日まで遡ってベースプラン A プラスを適用した場合の料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

(ニ) 当社との間で本料金メニューの適用について合意している事業者等を介してお申込みいただき、当社が適当と判断すること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、託送供給等約款等の定めに従い、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

ニ 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで、使用電力量の郵送による通知を希望される場合、各通知につき110円(税込)の郵送手数料をお支払いいただきます。

ホ 料金

料金は、その1か月の使用電力量にもとづき(イ)によって算定された金額、別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、郵送手数料およびイにもとづく差額の合計といたします。ただし、別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 最低料金および電力量料金

最低料金	1契約につき最初の 15 キロワット時まで (最低料金適用電力量)		466 円 57 銭
電力量料金	第 1 段階料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの1キロワット時につき	20 円 21 銭
	第 2 段階料金	120 キロワット時をこえ 350 キロワット時までの1キロワット時につき	24 円 80 銭
	第 3 段階料金	350 キロワット時をこえる1キロワット時につき	27 円 72 銭

へ 契約期間

契約期間は、7(需給契約の成立および契約期間)(2)の定めにかかわらず、需給契約が成立した日から、需給開始日以降1年目の日までといたします。ただし、この電気供給約款附則の契約種別から契約種別を変更される場合は、契約期間を引継ぎます。なお、契約期間満了後の需要については、家庭用ガス発電プランを適用いたします。

ト その他

当社または送配電事業者等は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

(24) ベースプラン B プラス

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次の(イ)から(ハ)のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、送配電事業者等が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- (ハ) 当社との間で本料金メニューの適用について合意している事業者等を介してお申込みいただき、当社が適当と判断すること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、託送供給等約款等の定めに従い、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

- (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表「6(負荷設備の入力換算容量)」によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表「4(契約負荷設備の総容量の算定)」によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント

50 キロボルトアンペアをこえる部分につき

65 パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表「7(契約容量および契約電力の算定方法)」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(ハ) 需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合の契約容量は、(イ)、(ロ)にかかわらず、原則として当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約容量の値といたします。

(二) (イ)～(ハ)によりがたい場合は、当社との協議によって決定した値といたします。

ホ ベースプラン B プラスオプション割引

(イ) 次の a または b に該当するお客さまについては、お客さまの申込みにもとづき、それぞれ(ハ)に定める割引を適用いたします。各割引をあわせてベースプラン B プラスオプション割引といいます。なお、ベースプラン B プラスの契約期間満了後については、ベースプラン B プラスオプション割引は、ベースプラン B オプション割引に引き継がれるものといたします。この場合、オプション割引の適用期間満了予定日は、そのまま引き継がれます。

a 長期2年割引

長期2年割引が適用される日から、ベースプラン B プラスとベースプラン B とをあわせて、2年間(割引が適用される日から2年目の日まで)契約すること。

なお、長期2年割引が適用されるお客さまにおいて、適用期間途中で、需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止、41(解約)にもとづく当社による解約、または長期2年割引の適用の除外が発生し、その長期2年割引の適用期間が満了する予定であった日までの間に需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止もしくは解約があった場合に、原則として、解約金 8,800 円をお支払いいただきます。ただし、需給契約が長期2年割引の適用期間満了後に継続され、新たな需給契約の開始後 30 日以内に需要場所における小売電気事業者の変更により需給契約が廃止された場合については、当社は解約金をいたしません。

b 動力セット割引

同一の需要場所において、同一の名義により、当社と動力契約を締結し、動力セット割引が適用される日から、ベースプラン B プラスとベースプラン B とをあわせて2年間(割引が適用される日から2年目の日まで。既に当該需要場所において需給契約が締結されており長期2年割引が適用されている場合は、長期2年割引の適用期間が満了する予定であった日まで)契約すること。

なお、動力セット割引が適用されるお客さまにおいて、適用期間途中で、需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止、41(解約)にもとづく当社による解約、または動力セット割引の適用の除外が発生し、その動力セット割引の適用期間が満了する予定であった日までの間に需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止もしくは解約があった場合に、原則として、解約金 8,800 円をお支払いいただきます。ただし、需給契約が動力セット割引の適用期間満了後に継続され、新たな需給契約の開始後 30 日以内に需要場所における小売電気事業者の変更により需給契約が廃止された場合については、当社は解約金をいたしません。

また、動力セット割引の適用期間途中で、当社との動力契約について 39(需給契約の廃止)(1)にもとづく需給契約の廃止または 41(解約)にもとづく当社による解約があり、動力セット割引の適用条件を満たさなくなった場合、動力セット割引の適用は、当該動力契約の消滅日の直後の検針日の前日までとし、以降は長期2年割引を適用するものといたします。この場合、割引の適用期間の満了予定日は維持されるものといたします。

(ロ) ベースプラン B プラスオプション割引の長期2年割引と動力セット割引は重複して適用することはできません。

(ハ) ベースプラン B プラスオプション割引は、需給開始日前にお申込みいただいた場合は需給開始日より、需給開始日以降にお申込みいただいた場合はお申込みいただいた日の直後の検針日より、適用いたします。ただし、転宅による申込みの場合で、転宅前に当社との間で需給契約を締結し長期2年割引または動力セット割引を適用していた場合は、当該割引適用期間が満了する予定であった日までとすることができません。

(二) お客さまは、ベースプラン B プラスオプション割引の適用条件を満たさなくなった場合、すみやかに当社

に通知していただきます。この場合、ベースプラン B プラスオプション割引の適用は、当社が通知を受けた直後の検針日の前日までといたします。適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日以降もベースプラン B プラスオプション割引が適用されていた場合、ベースプラン B プラスオプション割引の適用は当該事実が明らかになった直後の検針日の前日までとするとともに、適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日まで遡って割引の適用されていない料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。なお、ベースプラン B プラスオプション割引からベースプラン B オプション割引に移行後に当該事実が明らかになった場合についても、適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日まで遡って精算させていただきます。

へ 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで、使用電力量の郵送による通知を希望される場合、各通知につき 110 円(税込)の郵送手数料をお支払いいただきます。

ト 料 金

料金は、基本料金、電力量料金、別表「1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、郵送手数料、ホ(イ)a またはホ(イ)b にもとづく解約金およびホ(ニ)にもとづく差額の合計といたします。ただし、別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、ベースプラン B プラスオプション割引が適用される場合、基本料金と電力量料金を合計した額に、(ハ)に定める割引率を乗じて算定された割引額を、当該合計から差し引きます。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、当該金額に 45 パーセントの割合を乗じて算定した金額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	437 円 88 銭
-------------------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。

第1段階料金	最初の 120 キロワット時までの1キロワット時につき	17 円 78 銭
第2段階料金	120 キロワット時をこえ 350 キロワット時までの1キロワット時につき	21 円 01 銭
第3段階料金	350 キロワット時をこえる1キロワット時につき	23 円 34 銭

(ハ) 割引率

ベースプラン B プラスオプション割引の割引率は次のとおりといたします。

割引種別	割引率
長期2年	2 %
動力セット	3 %

チ 契約期間

契約期間は、7(需給契約の成立および契約期間)(2)の定めにかかわらず、需給契約が成立した日から、需給開始日以降1年目の日までといたします。ただし、この電気供給約款附則の契約種別から契約種別を変更される場合は、契約期間を引き継ぎます。

契約期間満了後の需要については、ベースプラン B を適用することとし、ベースプラン B プラスオプション割引については、ベースプラン B オプション割引に引き継がれるものといたします。なお、ベースプラン B プラスオプション割引が適用されている場合の、契約期間満了後に適用するベースプラン B の契約期間の満了日は割引の適用期間満了日までといたします。

(25) ベースプラン B-G プラス

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次の(イ)から(ニ)のいずれにも該当するものに、お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1 需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、送配電事業者等が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

- (ハ) 次のいずれかに該当すること。

- a 同一の需要場所において、同一の名義により、当社または当社が指定する事業者とガスの使用契約を締結しその供給が開始していること。
- b 一般ガス導管事業者が定める託送供給約款別表第1の供給区域外における需要で、同一の需要場所において、当社が製造した家庭用高効率給湯器、家庭用ガスふろ給湯器、家庭用ガス温水床暖房システムまたは家庭用空調機器を設置していること。
- c 同一の需要場所において、当社が製造した家庭用コージェネレーションシステムを設置していること、または、他社が製造した家庭用コージェネレーションシステムを設置しており、かつ、同一の名義により、当社もしくは当社が指定する事業者とガスの使用契約を締結しその供給が開始していることもしくは当該家庭用コージェネレーションシステムの保守契約を締結していること。
- d 集合住宅における需要で、当該集合住宅において当社が指定する熱供給事業による熱が供給されていること。
- e 集合住宅の共用部分における需要で、当該需要場所において当社または当社が指定する事業者との間でガスの使用契約を締結しておらず、当該集合住宅の入居者のいずれかが当社または当社が指定する事業者とガスの使用契約を締結しその供給が開始していること。

なお、お客さまは、(ハ)を満たさなくなった場合、すみやかに当社に通知していただきます。この場合ベースプラン B-G プラスの適用は、当社が通知を受けた直後の検針日の前日までとし、お客さまの別途の申込みがない限り以降はベースプラン B プラスを適用いたします。適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日以降もベースプラン B-G プラスが適用されていた場合、ベースプラン B-G プラスの適用は当該事実が明らかになった直後の検針日の前日までとするとともに、適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日まで遡ってベースプラン B プラスを適用した場合の料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

- (ニ) 当社との間で本料金メニューの適用について合意している事業者等を介してお申込みいただき、当社が適当と判断すること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、託送供給等約款等の定めに従い、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

- (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表「6(負荷設備の入力換算容量)」によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表「4(契約負荷設備の総容量の算定)」によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント

次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表「7(契約容量および契約電力の算定方法)」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(ハ) 需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合の契約容量は、(イ)、(ロ)にかかわらず、原則として当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約容量の値といたします。

(二) (イ)～(ハ)によりがたい場合は、当社との協議によって決定した値といたします。

ホ ベースプラン B-G プラスオプション割引

(イ) 次の a, b または c に該当するお客さまについては、お客さまの申込みにもとづき、それぞれ(ハ)に定める割引を適用いたします。各割引をあわせてベースプラン B-G プラス オプション割引といいます。なお、ベースプラン B-G プラスの契約期間満了後については、ベースプラン B-G プラスオプション割引は、ベースプラン B-G オプション割引に引き継がれるものといたします。この場合、オプション割引の適用期間満了予定日は、そのまま引き継がれます。

a 業務用ガ斯特約割引

同一の需要場所において、同一の名義により、当社とガスの基本約款および個別約款にもとづく使用契約(ただし、もっと割料金契約、マイホーム発電料金契約、ハウス空調料金契約、床暖料金契約、エコジョーズ料金契約、集合住宅向けコージェネレーションシステム契約、スマート発電料金契約、あつためトク料金契約、家事トク料金契約およびまとめトク・もっとまとめトク料金契約は除きます。)を締結しその供給が開始していること。

b 長期2年割引

長期2年割引が適用される日から、ベースプラン B-G プラスとベースプラン B-G とをあわせて、2年間(割引が適用される日から2年目の日まで)契約すること。

なお、長期2年割引が適用されるお客さまにおいて、適用期間途中に、需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止、41(解約)にもとづく当社による解約、または長期2年割引の適用の除外が発生し、その長期2年割引の適用期間が満了する予定であった日までの間に需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止もしくは解約があった場合に、原則として、解約金 8,800 円をお支払いいただきます。ただし、需給契約が長期2年割引の適用期間満了後に継続され、新たな需給契約の開始後 30 日以内に需要場所における小売電気事業者の変更により需給契約が廃止された場合については、当社は解約金をいたしません。

c 動力セット割引

同一の需要場所において、同一の名義により、当社と動力契約を締結し、動力セット割引が適用される日から、ベースプラン B-G プラスとベースプラン B-G とをあわせて、2年目の日(割引が適用される日から2年目の日まで。既に当該需要場所において需給契約が締結されており長期2年割引が適用されている場合は、当該割引の適用期間が満了する予定であった日まで)契約すること。

なお、動力セット割引が適用されるお客さまにおいて、適用期間途中に、需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止、41(解約)にもとづく当社による解約、または動力セット割引の適用の除外が発生し、その動力セット割引の適用期間が満了する予定であった日までの間に需要場所における小売電気事業者の変更による需給契約の廃止もしくは解約があった場合に、原則として、解約金 8,800 円をお支払いいただきます。ただし、需給契約が動力セット割引の適用期間満了後に継続され、新たな需給契約の開始後 30 日以内に需要場所における小売電気事業者の変更により需給契約が廃止された場合については、当社は解約金をいたしません。

また、適用期間途中に、当社との動力契約について 39(需給契約の廃止)(1)にもとづく需給契約の廃止または 41(解約)にもとづく当社による解約があり、動力セット割引の適用条件を満たさなくなった場合、動力セット割引の適用は、当該動力契約の消滅日の直後の検針日の前日までとし、以降は長期2年割引を適用するものといたします。この場合、割引の適用期間の満了予定日は維持されるものといたします。

(ロ) ベースプラン B-G プラスオプション割引は、次の組み合わせでのみ重複して適用できるものといたします。

- a 業務用ガスト約割引と長期2年割引
- b 業務用ガスト約割引と動力セット割引

(ハ) ベースプラン B-G プラスオプション割引は、需給開始日前にお申込みいただいた場合は需給開始日より、需給開始日以降にお申込みいただいた場合はお申込みいただいた日の直後の検針日より、適用いたします。ただし、転宅による申込みの場合で、転宅前に当社との間で需給契約を締結し長期2年割引または動力セット割引を適用していた場合は、当該割引の適用期間が満了する予定であった日までとすることができます。

(ニ) お客さまは、ベースプラン B-G プラスオプション割引の適用条件を満たさなくなった場合、すみやかに当社に通知していただけます。この場合、ベースプラン B-G プラスオプション割引の適用は、当社が通知を受けた直後の検針日の前日までといたします。適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日以降もベースプラン B-G プラスオプション割引が適用されていた場合、ベースプラン B-G プラスオプション割引の適用は当該事実が明らかになった直後の検針日の前日までとするともに、適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日まで遡って割引の適用されていない料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。なお、ベースプラン B-G プラスオプション割引からベースプラン B-G オプション割引に移行後に当該事実が明らかになった場合についても、適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日まで遡って精算させていただきます。

へ 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで、使用電力量の郵送による通知を希望される場合、各通知につき 110 円(税込)の郵送手数料をお支払いいただけます。

ト 料 金

料金は、基本料金、電力量料金、別表「1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、郵送手数料、ホ(イ)b またはホ(イ)c にもとづく解約金およびイならびにホ(二)にもとづく差額の合計といたします。ただし、別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、ベースプラン B-G プラスオプション割引が適用される場合、基本料金と電力量料金を合計した額に、(ハ)に定める割引率を乗じて算定された割引額を、当該合計から差し引きます。

(イ) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、当該金額に 45 パーセントの割合を乗じて算定した金額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	431 円 36 銭
-------------------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。

第1段階料金	最初の 120 キロワット時までの1キロワット時につき	17 円 09 銭
第2段階料金	120 キロワット時をこえ 350 キロワット時までの1キロワット時につき	20 円 88 銭
第3段階料金	350 キロワット時をこえる1キロワット時につき	23 円 13 銭

(ハ) 割引率

ベースプラン B-G プラスオプション割引の割引率は次のとおりといたします。

割引種別	割引率
業務用ガスト約	1 %
長期2年	2 %

動力セット	3 %
-------	-----

チ 契約期間

契約期間は、7(需給契約の成立および契約期間)(2)の定めにかかわらず、需給契約が成立した日から、需給開始日以降1年目の日までといたします。ただし、この電気供給約款附則の契約種別から契約種別を変更される場合は、契約期間を引き継ぎます。

契約期間満了後の需要については、ベースプラン B-G を適用することとし、ベースプラン B-G プラスオプション割引については、ベースプラン B-G オプション割引に引き継がれることといたします。なお、ベースプラン B-G プラスオプション割引が適用されている場合の、契約期間満了後に適用するベースプラン B-G の契約期間の満了日は割引の適用期間満了日までといたします。

(26) マンション共用部プランプラス

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次の(イ)から(ニ)のいずれにも該当するものに、お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、送配電事業者等が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

- (ハ) 集合住宅の共用部分における需要であること。
- (ニ) 当社との間で本料金メニューの適用について合意している事業者等を介してお申込みいただき、当社が適当と判断すること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、託送供給等約款等の定めに従い、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

- (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表「6(負荷設備の入力換算容量)」によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表「4(契約負荷設備の総容量の算定)」によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- (ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表「7(契約容量および契約電力の算定方法)」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたしま

す。

(ハ) 需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合の契約容量は、(イ)、(ロ)にかかわらず、原則として当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約容量の値といたします。

(二) (イ)～(ハ)によりがたい場合は、当社との協議によって決定した値といたします。

ホ マンション共用部プランプラスオプション割引

(イ) 次の a に該当するお客さまについては、お客さまの申込みにもとづき、ト(ハ)に定める割引を適用いたします。なお、この割引をマンション共用部プランプラスオプション割引といいます。

a 共用部動力セット割引

同一の需要場所において、同一の名義により、当社と動力契約を締結していること。

(ロ) マンション共用部プランプラスオプション割引は、需給開始日前にお申込みいただいた場合は需給開始日より、需給開始日以降にお申込みいただいた場合はお申込みいただいた日の直後の検針日より、適用いたします。

(ハ) お客さまは、マンション共用部プランプラスオプション割引の適用条件を満たさなくなった場合、すみやかに当社に通知していただきます。この場合、マンション共用部プランプラスオプション割引の適用は、当社が通知を受けた直後の検針日の前日までといたします。なお、適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日以降もマンション共用部プランプラスオプション割引が適用されていた場合、マンション共用部プランプラスオプション割引の適用は当該事実が明らかになった直後の検針日の前日までとするとともに、適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日まで遡って割引の適用されていない料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

ヘ 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで、使用電力量の郵送による通知を希望される場合、各通知につき 110 円(税込)の郵送手数料をお支払いいただきます。

ト 料 金

料金は、基本料金、電力量料金、別表「1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、郵送手数料およびイならびにホ(ハ)にもとづく差額の合計といたします。ただし、別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、マンション共用部プランプラスオプション割引が適用される場合、基本料金と電力量料金を合計した額に、(ハ)に定める割引率を乗じて算定された割引額を、当該合計から差し引きます。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、当該金額に 45 パーセントの割合を乗じて算定した金額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	411 円 59 銭
-------------------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。

第1段階料金	最初の 120 キロワット時までの1キロワット時につき	16 円 20 銭
第2段階料金	120 キロワット時をこえ 350 キロワット時までの1キロワット時につき	19 円 79 銭
第3段階料金	350 キロワット時をこえる1キロワット時につき	21 円 92 銭

(ハ) 割引率

マンション共用部プランプラスオプション割引の割引率は次のとおりといたします。

割引種別	割引率
------	-----

共用部動力セット	1 %
----------	-----

チ 契約期間

契約期間は、7(需給契約の成立および契約期間)(2)の定めにかかわらず、需給契約が成立した日から、需給開始日以降1年目の日までといたします。ただし、この電気供給約款附則の契約種別から契約種別を変更される場合は、契約期間を引継ぎます。なお、契約期間満了後の需要については、当社の「電気供給約款附則(マンション共用部プラン)」に定めるマンション共用部プランを適用することとし、マンション共用部プランプラスオプション割引については、マンション共用部プランオプション割引に引き継がれることといたします。

(27) 新築分譲マンションプランプラス

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次の(イ)から(ニ)のいずれにも該当するものに、お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、送配電事業者等が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- (ハ) 集合住宅の共用部分における需要であること。
- (ニ) 当該集合住宅の事業主または管理組合が、当該集合住宅について当社と「新築分譲マンションプラン適用に関する覚書」を締結していること。

なお、お客さまが(ニ)を満たさなくなった場合、新築分譲マンションプランプラスの適用は、適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日の前日までとし、以降は電気供給約款「別紙2(従量電灯)(9)」に定めるベースプランBを適用いたします。適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日以降も新築分譲マンションプランプラスが適用されていた場合、新築分譲マンションプランプラスの適用は当該事実が明らかになった直後の検針日の前日までとするとともに、適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日まで遡ってベースプランBを適用した場合の料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

- (ホ) 当社との間で本料金メニューの適用について合意している事業者等を介してお申込みいただき、当社が適当と判断すること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、託送供給等約款等の定めに従い、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

- (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表「6(負荷設備の入力換算容量)」によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表「4(契約負荷設備の総容量の算定)」によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表「7(契約容量および契約電力の算定方法)」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(ハ) 需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合の契約容量は、(イ)、(ロ)にかかわらず、原則として当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約容量の値といたします。

(二) (イ)～(ハ)によりがたい場合は、当社との協議によって決定した値といたします。

ホ 新築分譲マンションプランプラスオプション割引

(イ) 次の a または b に該当するお客さまについては、お客さまの申込みにもとづき、それぞれ(ハ)に定める割引を適用いたします。なお、各割引を合わせて新築分譲マンションプランプラスオプション割引といい、a と b は1需給契約に重複して適用できるものといたします。

a 共用部動力セット割引

同一の需要場所において、同一の名義により、当社と動力契約を締結していること。

b 新築応援割引

「新築分譲マンションプラン適用に関する覚書」締結後遅滞なく当該割引を申込みいただくこと。

(ロ) 新築分譲マンションプランプラスオプション割引は、需給開始日前にお申込みいただいた場合は需給開始日より、需給開始日以降にお申込みいただいた場合はお申込みいただいた日の直後の検針日より、適用いたします。

(ハ) お客さまは、新築分譲マンションプランプラスオプション割引の適用条件を満たさなくなった場合、すみやかに当社に通知していただきます。この場合、新築分譲マンションプランプラスオプション割引の適用は、当社が通知を受けた直後の検針日の前日までといたします。なお、適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日以降も新築分譲マンションプランプラスオプション割引が適用されていた場合、新築分譲マンションプランプラスオプション割引の適用は当該事実が明らかになった直後の検針日の前日までとする。とともに、適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日まで遡って割引の適用されていない料金とす。でに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

ヘ 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで、使用電力量の郵送による通知を希望される場合、各通知につき 110 円(税込)の郵送手数料をお支払いいただきます。

ト 料 金

料金は、基本料金、電力量料金、別表「1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、郵送手数料およびイならびにホ(ハ)にもとづく差額の合計といたします。ただし、別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、新築分譲マンションプランプラスオプション割引が適用される場合、基本料金と電力量料金を合計した額に、(ハ)に定める割引率を乗じて算定された割引額を、当該合計から差し引きます。

(イ) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、当該金額に 45 パーセントの割合を乗じて算定した金額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	411 円 59 銭
-------------------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。

第1段階 料金	最初の 120 キロワット時までの1キロワット時につき	16 円 20 銭
第2段階 料金	120 キロワット時をこえ 350 キロワット時までの1キロワット時につき	19 円 79 銭

第3段階 料金	350 キロワット時をこえる1キロワット 時につき	21 円 92 銭
------------	------------------------------	-----------

(ハ) 割引率

新築分譲マンションプランプラスオプション割引の割引率は次のとおりといたします。

割引種別	割引率
共用部動力セット	1 %
新築応援	6 %

チ 契約期間

契約期間は、7(需給契約の成立および契約期間)(2)の定めにかかわらず、需給契約が成立した日から、需給開始日以降1年目の日までといたします。ただし、この電気供給約款附則の契約種別から契約種別を変更される場合は、契約期間を引継ぎます。なお、契約期間満了後の需要については、当社の「電気供給約款附則(新築分譲マンションプラン)」に定める新築分譲マンションプランを適用することとし、新築分譲マンションプランプラスオプション割引については、新築分譲マンションプランオプション割引に引き継がれることといたします。

(28) 時間帯別共用部プランプラス

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次の(イ)から(ニ)のいずれにも該当するものに、お客さまの申込みにもとづき適用いたします。

- (イ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- (ロ) 1 需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。
- (ハ) 集合住宅の共用部分における需要であること。
- (ニ) 当社との間で本料金メニューの適用について合意している事業者等を介してお申込みいただき、当社が適当と判断すること。

ただし、1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、送配電事業者等が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、託送供給等約款等の定めに従い、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

- (イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表「6(負荷設備の入力換算容量)」によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表「4(契約負荷設備の総容量の算定)」によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント

50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント
-----------------------	----------

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表「7(契約容量および契約電力の算定方法)」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(ハ) 需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合の契約容量は、(イ)、(ロ)にかかわらず、原則として当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約容量の値といたします。

(二) (イ)～(ハ)によりがたい場合は、当社との協議によって決定した値といたします。

ホ 季節区分および時間帯区分

(イ) 季節区分は、次のとおりといたします。

a. 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

b. その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(ロ) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

a. 昼間時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、休日に該当する時間を除きます。

b. 生活時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、夏季における休日以外の日は、午前8時から午後1時までおよび午後4時から午後10時までの時間をいいます。

c. 夜間時間

毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

ヘ 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで、使用電力量の郵送による通知を希望される場合、各通知につき110円(税込)の郵送手数料をお支払いいただきます。

ト 料 金

料金は、基本料金、電力量料金、別表「1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、郵送手数料およびイならびにホ(ハ)にもとづく差額の合計といたします。ただし、別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、当該金額に50パーセントの割合を乗じて算定した金額といたします。

1 契約につき最初の6キロワットまで	1,302 円 40 銭
上記をこえる1キロワットにつき	416 円 94 銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定いたします。

a. 昼間時間

1キロワット時につき	38 円 43 銭
------------	-----------

b. 生活時間

生活時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	30 円 01 銭	27 円 36 銭

c. 夜間時間

1キロワット時につき	15 円 53 銭
------------	-----------

チ 契約期間

契約期間は、7(需給契約の成立および契約期間)(2)の定めにかかわらず、需給契約が成立した日から、需給開始日以降1年目の日までといたします。ただし、この電気供給約款附則の契約種別から契約種別を変更される場合は、契約期間を引継ぎます。なお、契約期間満了後の需要については、当社の「電気供給約款附則(時間帯別マンション共用部プラン)」に定める時間帯別マンション共用部プランを適用すること、といたします。

3 動力契約

電気供給約款「別紙3(動力契約)」に、次のとおり(6)を追加いたします。

(6) 動力用プランプラス

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次の(イ)から(ハ)のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- (ロ) 1需要場所においてあわせて契約する従量電灯の最大需要容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。
- (ハ) 同一の需要場所において、同一の名義により、当社の従量電灯とあわせて契約すること。

ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者等の供給設備の状況等から送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

なお、契約期間途中に、当社の従量電灯について 39(需給契約の廃止)(1)にもとづく需給契約の廃止または 41(解約)にもとづく当社による解約があった場合、当該需給契約はあわせて消滅いたします。

- (二) 当社との間で本料金メニューの適用について合意している事業者等を介してお申込みいただき、当社が適当と判断すること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、託送供給等約款等の定めに従い、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約電力

- (イ) 契約電力は、契約負荷設備の各入力(出力で表示されている場合等は、別表「6(負荷設備の入力換算容量)」によって換算するものといたします。)についてそれぞれ次の a の係数を乗じてえた値の合計に b の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別な事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表「7(契約容量および契約電力の算定方法)」に準じて算定いたします。

a 契約負荷設備のうち

最大の入力	最初の2台の入力につき	100 パーセント
	次の2台の入力につき	95 パーセント

のものから	上記以外のもの入力につき	90 パーセント
-------	--------------	----------

b aによってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表「7(契約容量および契約電力の算定方法)」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(ハ) 需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合の契約電力は、(イ)、(ロ)にかかわらず、原則として当該小売電気事業者との需給契約の終了時点の契約電力の値といたします。

(ニ) (イ)～(ハ)によりがたい場合は、当社との協議によって決定した値といたします。

ホ 動力用プランプラスオプション割引

(イ) 次の a に該当するお客さまについては、お客さまの申込みにもとづき、ト(ハ)に定める割引を適用いたします。なお、この割引を動力用プランプラスオプション割引といいます。

a プレミアム割引

集合住宅の共用部分における需要であること。

(ロ) 動力用プランプラスオプション割引は、需給開始日前にお申込みいただいた場合は需給開始日より、需給開始日以降にお申込みいただいた場合はお申込みいただいた日の直後の検針日より、適用いたします。

(ハ) お客さまは、動力用プランプラスオプション割引の適用条件を満たさなくなった場合、すみやかに当社に通知していただきます。この場合、動力用プランプラスオプション割引の適用は、当社が通知を受けた直後の検針日の前日までといたします。なお、適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日以降も動力用プランプラスオプション割引が適用されていた場合、動力用プランプラスオプション割引の適用は当該事実が明らかになった直後の検針日の前日までとするともに、適用条件を満たさなくなった日以降最初の検針日まで遡って割引の適用されていない料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

ヘ 使用電力量の郵送

同時請求の対象でないお客さまで、使用電力量の郵送による通知を希望される場合、各通知につき 110 円(税込)の郵送手数料をお支払いいただきます。

ト 料金

料金は、基本料金、電力量料金、別表「1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)」によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、郵送手数料およびホ(ハ)にもとづく差額の合計といたします。ただし別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表「2(燃料費調整)(1)イ」によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別表「2(燃料費調整)(1)ニ」によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。なお、動力用プランオプション割引が適用される場合、基本料金と電力量料金を合計した額に、(ハ)に定める割引率を乗じて算定された割引額を、当該合計から差し引きます。

(イ) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,076 円 07 銭
---------------	--------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1か月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、送配電事業者等より通知された値にもとづき夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	14 円 34 銭	12 円 85 銭

(ハ) 割引率

動力用プランプラスオプション割引の割引率は次のとおりといたします。

割引種別	割引率
プレミアム	10%

(ニ) その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

チ 契約期間

契約期間は、7(需給契約の成立および契約期間)(2)の定めにかかわらず、需給契約が成立した日から、需給開始日以降1年目の日までといたします。ただし、この電気供給約款附則の契約種別から契約種別を変更される場合は、契約期間を引継ぎます。なお、契約期間満了後の需要については動力用プランを適用することとし、動力用プランプラスオプション割引については、当社の「電気供給約款附則(動力用プレミアム割引)」に定める動力用プランプレミアム割引に引き継がれることといたします。

リ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

4 燃料費調整

この電気供給約款附則により提供される契約種別については、電気供給約款「別表2(燃料費調整)」は、次のとおり読み替えるものといたします。

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β および γ の値は、以下の値とします。

α	β	γ
0.0140	0.3483	0.7227

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

基準燃料価格は以下の値とします。ただし、平均燃料価格が上限価格を上回る場合には、当該上限価格を適用することとし、平均燃料価格が下限価格を下回る場合には、当該下限価格を適用することとします。

基準燃料価格	上限価格	下限価格
27,100 円	40,700 円	12,700 円

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1か月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金が適用される契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金を適用される燃料費調整単価といたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。
 基準単価は、以下の値といたします。

契約種別	基準単価		
	最低料金が適用される契約種別	最低料金	最初の 15kWh まで
電力量料金		上記をこえる 1kWh につき	16 銭 5 厘
上記以外	電力量料金	1kWh につき	16 銭 5 厘

5 契約容量および契約電力の算定方法

この電気供給約款附則により提供される契約種別については、電気供給約款「別表 7(契約容量および契約電力の算定方法)」は、次のとおり読み替えるものといたします。

別紙「2(従量電灯)(10)ニ(ロ)」、別紙「2(従量電灯)(11)ニ(ロ)」、別紙「2(従量電灯)(12)ニ(ロ)」、別紙「2(従量電灯)(13)ニ(ロ)」、別紙「2(従量電灯)(26)ニ(ロ)」、別紙「2(従量電灯)(27)ニ(ロ)」、別紙「2(従量電灯)(28)ニ(ロ)」、別紙「2(従量電灯)(29)ニ(ロ)」、別紙「2(従量電灯)(30)ニ(ロ)」、別紙「3(動力契約)(1)ニ(ロ)」、別紙「3(動力契約)(2)ニ(ロ)」、別紙「3(動力契約)(3)ニ(ロ)」、別紙「3(動力契約)(4)ニ(ロ)」、別紙「3(動力契約)(5)ニ(ロ)」または別紙「3(動力契約)(6)ニ(ロ)」の場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100 パーセントといたします。)を乗じます。また、託送供給等約款等に別の定めがある場合は、これに従うものといたします。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$